

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年2月12日認可した。

平成22年2月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 野田地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 制札股地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 上川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 武士地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 木ノ井地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 大栗屋地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 五反地股地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西甲座西股地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 本村地区
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 錨子地区